

新	旧
<p>当座勘定規定（一般用） 当座勘定既存お取引先用 <u>（2026年3月31日までに、ご開設のお客様に適用）</u></p>	<p>当座勘定規定（一般用）</p>
<p>第1条（当座勘定への受入れ） (1)～(2) 略 (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。 (4) 略 第2条～第4条 略 第5条（受入証券類の不渡り） (1) 略 (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。 第6条 略 第7条（手形、小切手の支払等） (1)～(2) 略 (3) <u>当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。</u> ① <u>届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</u> ② <u>小切手を使用する方法。</u> (4) <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の</u> <u>手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u> 第8条（手形、小切手用紙） (1)～(4) 略 <u>(5) (削除)</u></p>	<p>第1条（当座勘定への受入れ） (1)～(2) 略 (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 (4) 略 第2条～第4条 略 第5条（受入証券類の不渡り） (1) 略 (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。 第6条 略 第7条（手形、小切手の支払） (1)～(2) 略 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 ① (追加) ② (追加) (4) (追加) 第8条（手形、小切手用紙） (1)～(4) 略 (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p>

注：下線部分が変更箇所

新	旧
<p>(5) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求められないものとします。</p> <p>(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>第9条 略</p> <p>第10条（支払の選択）</p> <p>同日に数通の手形、小切手等の<u>支払い</u>をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。</p> <p>第11条 略</p> <p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) 略</p> <p>第13条（支払保証）</p> <p>小切手の支払保証はしません。<u>(以下、削除)</u></p> <p>第14条～第16条 略</p> <p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>第18条～第30条 略</p>	<p>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求められないものとします。</p> <p>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>第9条 略</p> <p>第10条（支払の選択）</p> <p>同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。</p> <p>第11条 略</p> <p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) 略</p> <p>第13条（支払保証に代わる取扱い）</p> <p>小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</p> <p>第14条～第16条 略</p> <p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>第18条～第30条 略</p>

注：下線部分が変更箇所

新	旧
<p>以上 (2026年4月1日現在)</p> <p>[小切手用法] 1～7 略 <u>8. (削除)</u> 8. 自署だけによるお取引の場合は、記名・なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には「姓」だけをお書きください。</p> <p>[約束手形用法] 1～7 略 <u>8. (削除)</u> 8. 自署によるお取引の場合は、記名・なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には「姓」だけをお書きください。</p> <p>[為替手形用法] 1～9 略 <u>10. (削除)</u> 10. 自署によるお取引の場合は、記名・なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には「姓」だけをお書きください。</p>	<p>以上 (2023年12月1日現在)</p> <p>[小切手用法] 1～7 略 8. 小切手用紙は、当金庫所定の当座小切手発行依頼書で請求してください。 9. 自署だけによるお取引の場合は、記名・なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には「姓」だけをお書きください。</p> <p>[約束手形用法] 1～7 略 8. 手形用紙は、当金庫所定の約束手形発行依頼書で請求ください。 9. 自署によるお取引の場合は、記名・なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には「姓」だけをお書きください。</p> <p>[為替手形用法] 1～9 略 10. 手形用紙は、当金庫所定の為替手形発行依頼書で請求してください。 11. 自署によるお取引の場合は、記名・なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には「姓」だけをお書きください。</p>